

# 出入国在留管理における 新型コロナウイルス感染症への対応について

---

令和2年11月  
出入国在留管理庁

## 海外からの入国

### 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る上陸拒否【2頁】

上陸の申請日前14日以内に、入国拒否対象地域(11月1日現在152か国・地域)に滞在歴のある外国人については、「特段の事情」がない限り、上陸を拒否。

### 国際的な人の往来の再開【2頁】

国内外の感染状況等を踏まえながら、感染再拡大の防止と両立する形で、国際的な人の往来を段階的に再開。

### 外国人の入国・再入国に係る入国手続【3頁】

## 外国人の在留

### 本邦在留中の外国人【4頁、5頁及び6頁】

#### 解雇等された外国人に対する特例措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、解雇等され実習の継続が困難となった技能実習生などの外国人が就労を継続できるよう、最大1年間の「特定活動(就労可)」の在留資格を許可。

#### 帰国が困難な外国人に対する特例措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、帰国便の確保や本国の居住地への帰宅が困難であると認められる外国人に対し、在留期間更新又は在留資格変更を許可。

### 本邦へ入国予定の外国人【7頁】

#### 在留資格認定証明書の有効期間や再入国許可による出国中に当該許可期限が経過した「永住者」の方等に対する措置

在留資格認定証明書の有効期間を、申請人の滞在国・地域に係る入国制限措置が解除された日から6か月又は令和3年4月30日までのいずれか早い日まで有効として取り扱うことや、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、再入国許可の有効期間内に日本への再入国が困難な永住者に対し、一定の要件の下、入国の時点で在留資格「永住者」を付与することなどを実施。

## 在留外国人の支援

### 本邦で解雇・雇い止めとなった外国人等に対する支援【8頁】

自力で再就職先を探すことが困難な外国人に対し、関係省庁と連携して再就職のためのマッチング支援を実施。

### 専用ヘルプデスクの設置【8頁】

外国人在留支援センター(FRESC)に技能実習生等からの相談を受け付ける専用ヘルプデスクを新たに設置し、安定した生活を送るための雇用保険や就職に資する情報、在留申請手続の案内等を多言語で提供する。また、自力で支援にたどりつけない者について、雇用維持支援に係る同意書作成のサポートなど寄り添い型の支援を実施。

## 入管施設

「入管施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」(令和2年7月16日付け第2版発行)に基づき、各種対策を実施。

# 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る上陸拒否措置等及び国際的な人の往来の再開の状況（概要）（令和2年11月1日現在）



出入国在留管理庁  
Immigration Services Agency of Japan

## 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る上陸拒否措置等（全世界対象）

### 上陸拒否の対象地域からの入国

上陸申請日前14日以内に152の国・地域に滞在歴のある外国人については、「特段の事情」がない限り、上陸を拒否（詳細は法務省HP「[新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について](#)」を参照）

○「特段の事情」があるとして入国・再入国を許可する具体的な例は、次のとおり

- ・必要な防疫措置を確約できる受入企業・団体が本邦にあるもの  
（在外公館において査証の発給を受ける際、防疫措置に関し、受入企業・団体による誓約書を提出。「短期滞在」は商用に限る。）
- ・再入国許可（みなし含む。）による再入国
- ・日本人・永住者の配偶者又は子の新規入国
- ・その他人道上の配慮の必要性がある場合 など

防疫措置として、**出国前72時間以内の新型コロナウイルス検査証明の取得**、入国時の検疫での抗原定量検査、14日間の自宅待機・公共交通機関不使用要請等あり。詳細は法務省HP「[外国人の入国・再入国に係る出国前検査証明について](#)」を参照

### 上陸拒否の非対象地域からの入国

在外公館において査証の発給を受ける際、防疫措置に関し、受入企業・団体による誓約書を提出（日本人・永住者の配偶者又は子等、人道上の配慮の必要性がある場合は誓約書不要）。「短期滞在」は商用に限る。

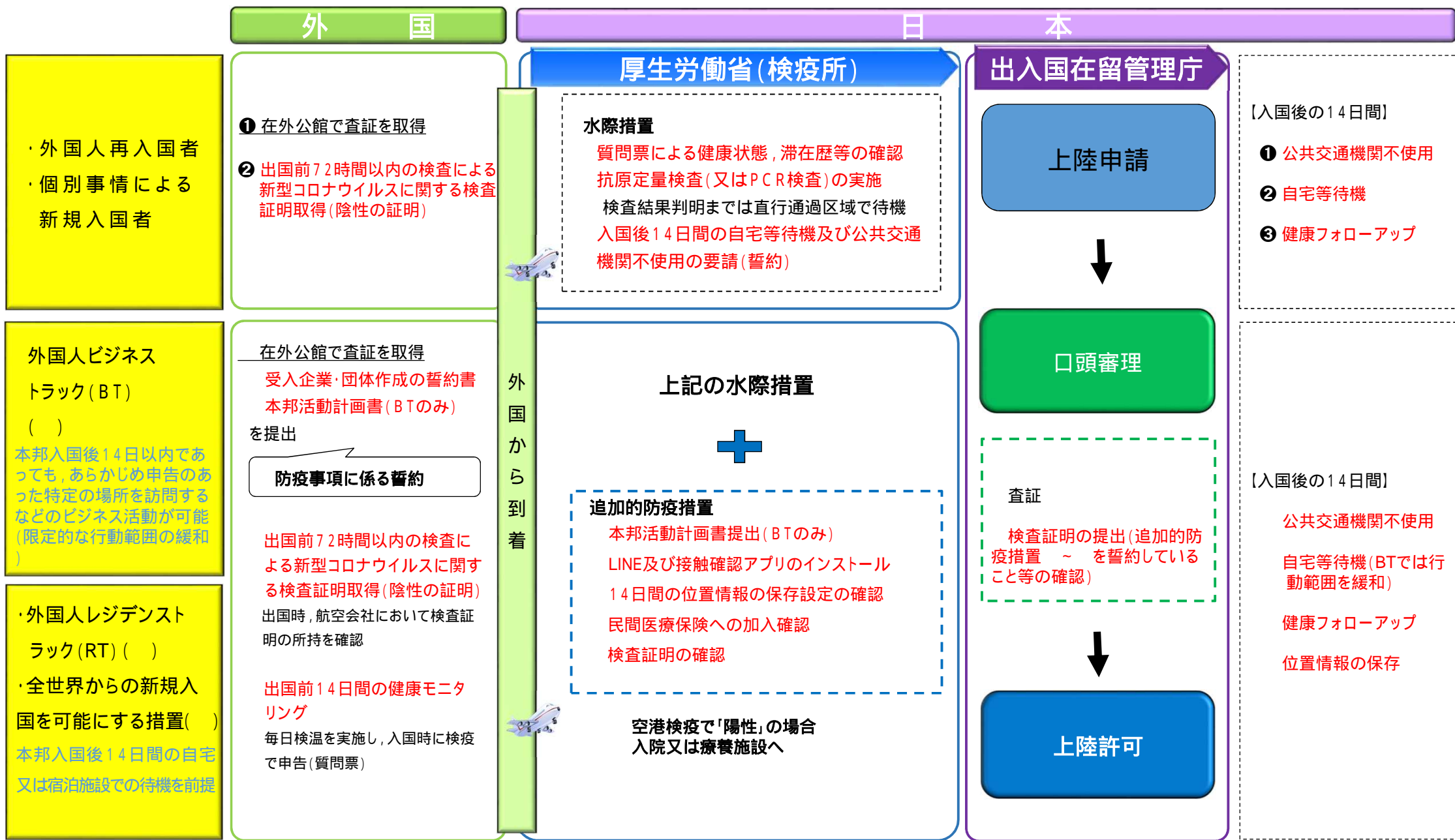
防疫措置として、14日間の自宅待機・公共交通機関不使用要請等あり。

## 2 国際的な人の往来の再開（二国間）

感染状況が落ち着いている国・地域を対象として、ビジネス上必要な人材等の出入国を、追加的な防疫措置を条件として、準備が整い次第、試行的に順次実施

（協議・調整の対象国・地域）

- ・ベトナム、タイ、オーストラリア、ニュージーランド（6月18日公表）
  - ・カンボジア、シンガポール、韓国、中国、香港、マカオ、ブルネイ、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス、台湾（7月22日公表）
- ベトナム、タイ、カンボジア、シンガポール、マレーシア、ミャンマー、ラオス、台湾、韓国、ブルネイについて、主に長期滞在者を対象とした「**レジデンストラック**」（14日間の自宅等での待機が前提）を実施中
- シンガポール、韓国、ベトナムについて、主に短期出張者を対象とした「**ビジネストラック**」を実施
- 「**ビジネストラック**」の場合、14日間の自宅待機要請期間中、**限定的な範囲内で行動制限を緩和**。



( ) 外国人ビジネストラック(BT)・・・本邦入国後14日間の自宅待機中も行動範囲を限定した形でビジネス活動を可能とし、双方向の往来を可能とするスキーム。

外国人レジデントトラック(RT)・・・本邦入国後14日間の自宅待機は維持しつつ、双方向の往来を可能とするスキーム。

(注) 上記BT及びRTの運用を開始している10か国・地域は、ベトナム、タイ、カンボジア、マレーシア、ミャンマー、ラオス、台湾、シンガポール、韓国、ブルネイ(シンガポール、韓国及びベトナム以外はレジデントトラックのみ)であり、運用開始に向けて協議・調整中の6か国は、豪州、ニュージーランド、中国、香港、マカオ及びモンゴルである。

全世界からの新規入国を可能にする措置・・・本年10月1日から、全ての国・地域について、防疫措置を確約できる受入企業・団体があることを条件に、本邦入国後14日間の自宅待機は維持しつつ、新規入国が認められるスキーム。

# 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の 在留諸申請の取扱いについて



出入国在留管理庁  
Immigration Services Agency of Japan

## 本国への帰国が困難な方

**「特定活動(6か月・就労可)」又は「特定活動(6か月・就労不可)」への在留資格変更が可能です**

「特定活動(6か月・就労可)」は、従前と同一の業務(注)で就労を希望する方に限ります

(注)従前と同一の業務での就労先が見つからない場合は、「従前と同一の業務に関する業務(技能実習で従事した職種・作業が属する「移行対象職種・作業一覧」の各表内の職種・作業(「7 その他」を除く。))」で就労することも可能です(8月12日追加)

**帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です**

## 技能検定等の受検ができないために次段階の技能実習へ移行できない方

受検・移行ができるようになるまでの間、「**特定活動(4か月・就労可)**」への在留資格変更が可能です  
従前と同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する方に限ります

## 実習先の経営悪化等により技能実習の継続(注)が困難となった方(新たな実習先が見つからない場合)

特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望するなど一定の条件を満たす場合は、特定産業分野(介護、農業等の14分野)で就労が認められる「**特定活動(最大1年・就労可)**」への在留資格変更が可能です

(注)予定された技能実習を修了した技能実習生であって、本国への帰国が困難な方も対象となります(9月7日追加)

【以下については**技能実習2号を修了される方**へのご案内です】

## 「特定技能1号」への移行のための準備がまだ整っていない方

移行準備の間、「**特定活動(4か月・就労可)**」への在留資格変更が可能です

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響に鑑み、**必要書類を簡素化しています**

「技能実習3号」を修了される方も対象となります

既に移行のための準備が整っている方については、「特定技能1号」への在留資格変更が可能です

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00197.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00197.html)

## 「技能実習3号」への移行を希望される方

優良な監理団体及び実習実施者の下であれば、「**技能実習3号**」への在留資格変更が可能です

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00146.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00146.html)



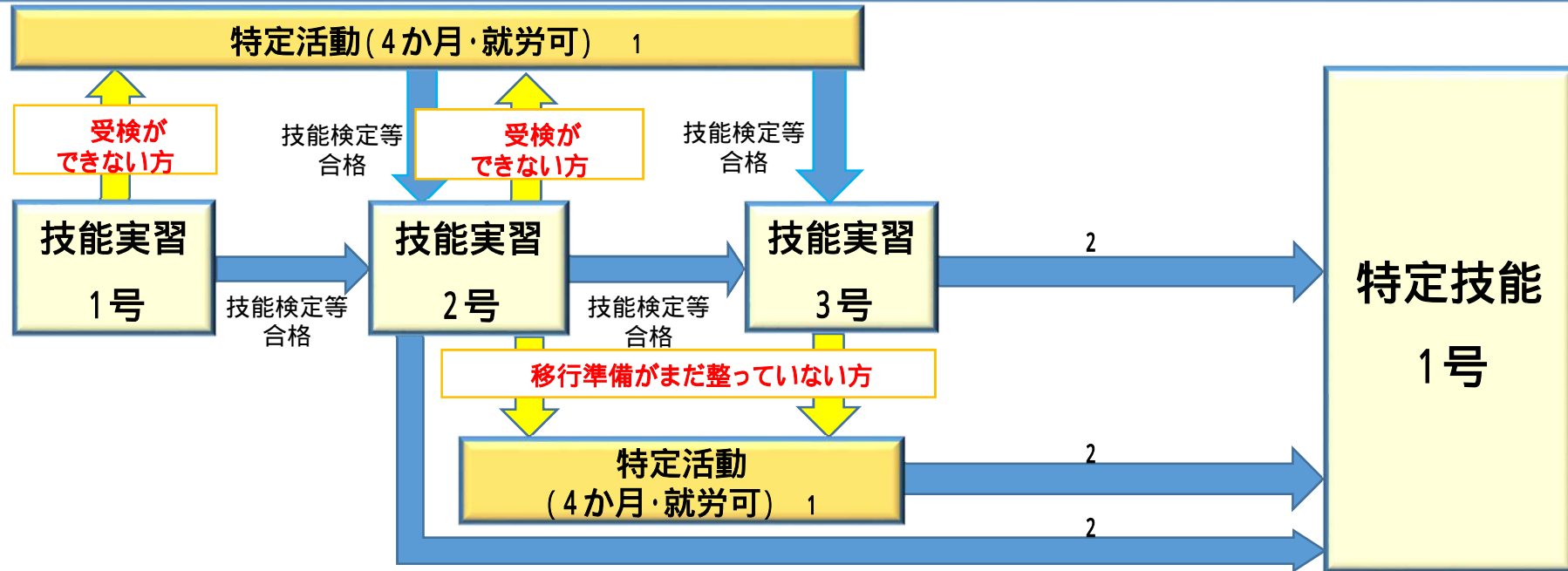
# 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の在留諸申請の取扱いについて(チャート図)



出入国在留管理庁  
Immigration Services Agency of Japan

## 1. 引き続き本邦に在留する方

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、**技能実習修了時の技能検定等の受検ができない方**、**「特定技能1号」への移行準備がまだ整っていない方**、**「技能実習3号」への移行を希望される方は**、次の手順をとることができます。



## 2. 実習先の経営悪化等により技能実習の継続が困難となった方( 3 )(新たな実習先が見つからない場合)

**特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望**するなど一定の条件を満たす場合は、特定産業分野(介護、農業等の14分野)で就労が認められる**「特定活動(最大1年・就労可)」**への在留資格変更が可能です。

## 3. 本国への帰国が困難な方

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、**本国への帰国が困難な方は**、**「特定活動(6か月・就労可)」**、**4等**への在留資格変更が可能です(帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です。)

- 1 従前と同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する場合に対象となります。
- 2 技能実習2号を良好に修了した外国人は、特定技能1号への移行に必要な試験(技能、日本語)が免除されます。
- 3 予定された技能実習を修了した技能実習生であって、本国への帰国が困難な方も対象となります。
- 4 従前と同一又はこれに係る業務で就労を希望する場合に対象となります(従前と異なる受入れ機関においても就労が認められます。)

## 1 「短期滞在」で在留中の方

「短期滞在(90日)」の在留期間更新を許可します。

## 2 「技能実習」、「特定活動(外国人建設就労者(32号), 外国人造船就労者(35号))」で在留中の方

「特定活動(6か月・就労可)」への在留資格変更を許可します。

(注1) 従前と同一の業務( )に従事する場合は対象となります。

従前と同一の業務での就労先が見つからない場合は、「従前と同一の業務に関する業務(技能実習で従事した職種・作業が属する「移行対象職種・作業一覧」の各表内の職種・作業(「7 その他」を除く。))」で就労することも可能です。

(注2) 「特定活動(インターンシップ(9号), 製造業外国従業員(42号))」で在留中の方が、従前と同一の業務で就労を希望する場合は在留資格変更を許可します。

(注3) 「短期滞在」や「特定活動(6か月・就労不可)」がいったん許可された方も対象になります。

(注4) 「特定活動(サマージョブ(12号))」で在留中の方で、従前と同一の業務で就労を希望する場合は「特定活動(3か月・就労可)」への在留資格変更を許可します。

## 3 「留学」の在留資格で在留している方で、就労を希望する場合

「特定活動(6か月・週28時間以内のアルバイト可)」への在留資格変更を許可します。

10月19日より、卒業の時期や有無を問わない取扱いに変わりました。

(注) 「短期滞在」や「特定活動(帰国困難・就労不可, 出国準備)」の在留資格で在留している元留学生の方も対象になります。

## 4 その他の在留資格で在留中の方(上記2又は3の方で、就労を希望しない場合を含む)

「特定活動(6か月・就労不可)」への在留資格変更を許可します。

(注) 上記1～4について、帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です。

## 1 在留資格認定証明書が交付された方又は在留資格認定証明書交付申請中の方

### 在留資格認定証明書が交付された方

通常3か月間有効ですが、特例として、2019年10月1日から2021年1月29日までに作成された在留資格認定証明書は、**入国制限措置が解除された日から6か月又は2021年4月30日までのいずれか早い日まで**有効なものとして取り扱います。

### 在留資格認定証明書交付申請中の方について

現在申請中の案件について、活動開始時期を変更することとなった場合、原則として**受入機関作成の理由書のみ**をもって審査します。

## 2 在留諸申請中に再入国許可により出国した方

再入国許可(みなし再入国許可を含む。)により出国中である方が出国前に在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請又は永住許可申請を行っている場合であって、新型コロナウイルス感染症の影響により再入国できないときは、**本邦にある親族又は受入れ機関の職員等による当該申請の許可に係る在留カードの代理受領を認めることとし、出国中の方が再入国許可による上陸申請を行うことを可能と**します。

## 3 再入国許可による出国中に再入国期限が経過した方等

### 在留資格認定証明書の交付対象とならない方(「永住者」等)

再入国許可による出国中に新型コロナウイルス感染症の影響により本邦へ再入国できなかった永住者の方については、**再入国許可の有効期間の満了日が、入国制限が解除された日から1か月後までであり、かつ、入国制限が解除された日から6か月後までに「定住者」の査証申請**をしていただいた上で入国する場合には、**「永住者」の在留資格により上陸特別許可**します。

本邦に在留資格認定証明書交付申請の代理人がいない場合及び同申請の対象とならない在留資格(「定住者」及び「特定活動」のうち告示に該当しない活動が指定されるもの)の方については、原則として**申請書、在留カードの写し及び本人の申立書のみ**で査証申請を受け付けます。

### 在留資格認定証明書の交付対象となる方(留学生、技能実習生、技術・人文知識・国際業務等)

本邦に中長期在留者(留学生や技能実習生等)として在留していた方が、再入国許可による出国中に新型コロナウイルス感染症の影響により本邦へ再入国できず、在留期限を経過した場合などで、改めて在留資格認定証明書交付申請を行う方については、原則として**申請書および受入機関作成の理由書のみ**をもって審査します。

### 「高度専門職2号」で在留していた方

により「高度専門職1号」として従前の活動に応じた在留資格認定証明書交付申請を行ってください。(「高度専門職1号」の査証発給を受けますが、入国時に日本の空港で「高度専門職2号」として新たに入国するための手続をとることができます。)



## 目的

出入国在留管理庁において、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生、採用内定を取り消された留学生等に加え、技能実習を修了し、帰国が困難な元技能実習生の本邦での継続した就労を可能とするため、一定の要件の下、特定産業分野において在留資格「特定活動」を付与するとともに、自力で再就職先を探すことが困難な外国人に対しては、関係省庁と連携し、再就職のためのマッチング支援を行うことにより、本邦での雇用維持をパッケージで支援する。

## 在留資格上の措置

- 在留資格 「特定活動(就労可)」
- 在留期間 最大 1年
- 要件 ・就労先が特定技能制度における特定産業分野に該当していること  
 ・申請人が、特定技能外国人の業務に必要な技能等を身に付けることを希望していること

## 対象者

- 解雇等され、実習の継続が困難となった技能実習生
- 解雇等され、就労の継続が困難となった外国人労働者(在留資格「特定技能」、「技術・人文知識・国際業務」、「技能」等)
- 採用内定を取り消された留学生
- **技能実習を修了し、帰国が困難な元技能実習生( )** 等  
 令和2年9月7日から対象に追加

## 支援の概要

出入国在留管理庁は、支援の対象となる技能実習生等の情報を迅速かつ網羅的に把握し、これらの技能実習生等が就労を希望する特定産業分野に再就職できるよう、各分野の関係機関に情報提供することにより、効率的なマッチングが可能となる。

**令和2年9月1日からは、外国人在留支援センター(FRESC)において、新型コロナウイルス感染症の影響で問題を抱える外国人からの相談にフリーダイヤルで対応しており、本件マッチングに必要な書類作成に係るサポートも行っている。**

